

# 高校生等奨学給付金制度について

## 《家計急変世帯が対象になります》

～令和3年(2021年)度北海道公立高校生等奨学給付金(家計急変)～

### 【制度の概要】

授業料以外の教育費(教材費、教科書費、通信費、学用品費等)負担を軽減するため、高校生等がいる非課税世帯に対し、返還の必要のない「奨学給付金」を支給します。保護者等の失職等により収入が激減し家計が急変した世帯について、保護者等全員の道府県民税及び市町村民税所得割が非課税である世帯に相当する場合に、支給の対象となります。

### 対象となる世帯(次の全ての項目に該当する世帯)

- ・基準日に保護者(親権者)が北海道内に住所を有していること。
- ・保護者の方が北海道以外に在住の場合は、お住まいの都府県にお尋ねください。
- ・基準日に高校生等が在学していること。
- ・家計急変による経済的理由から道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税世帯相当であると認められること。
- ・生活保護世帯は従来の奨学給付金に申請してください。

◇基準日とは・・・7月1日以前：令和3年7月1日  
7月2日以降：申請した月の翌月1日

### 給付金額(生徒1人あたりの支給額)

\* 7月1日以前に家計急変した場合

区 分		全日制・定時制	通信制	専攻科
非課税世帯	第1子の高校生等がいる世帯	110,100	48,500	48,500
	15歳以上23歳未満の扶養されている第2子以降の高校生等がいる世帯	141,700		

### 年収見込基準額

世帯構成	年収見込額
3人世帯	2,214,286円未満
4人世帯	2,714,286円未満
5人世帯	3,214,286円未満

### 申請書類(添付書類)

- ・北海道公立高校生等奨学給付金(家計急変)受給申請書(様式第1-3号)
- ・各学校の事務室で配布していますので、配布希望者は学校事務室に申し出てください。  
道教委のホームページからもダウンロード可能です。  
(<http://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/kki/kakeikyuhen.htm>)
- ・口座振替申出書(様式第3号)
- ・保護者等の家計急変の発生事由を証明する書類
- ・\* 離職票、雇用保険受給者証、解雇通告書、破産宣告通知書、廃業等届出等
- ・家計急変前及び急変後の収入を証明する書類
- ・【家計急変前】課税証明書の写し等
- ・【家計急変後】会社作成の給与見込、直近3ヶ月の給与明細、税理士及び公認会計士の作成した書類等
- ・保護者等の扶養親族の人数・年齢を確認できる書類
- ・\* 健康保険証の写し(扶養親族全員分)、課税証明書(扶養親族全員が記載されているものに限る)等

### 提出期日

- ・7月1日以前に家計急変した場合 ➡ ・令和3年 月 日までに提出してください。
- ・7月2日以降に家計急変した場合 ➡ ・新入生で早期給付を希望の場合は令和3年7月 日までに提出してください。
- ・7月2日以降に家計急変した場合 ➡ 随時提出してください。

\* 申請に必要な証明書などの取得に時間を要し提出期日に間に合わない場合は、柔軟に対応しますので学校の事務担当者にお問い合わせください。

## お問い合わせ先

《道立高等学校等の場合》

- ・ 在学する高等学校の事務室か管轄の教育局までお問い合わせください。

学校所在地	お問い合わせ先	電話番号	学校所在地	お問い合わせ先	電話番号
空知	空知教育局教育支援課	0126-20-0135	上川	上川教育局道立学校運営支援室	0166-46-4943
石狩	石狩教育局道立学校運営支援室	011-204-5911	留萌	留萌教育局教育支援課	0164-42-8095
後志	後志教育局道立学校運営支援室	0136-23-1977	宗谷	宗谷教育局道立学校運営支援室	0162-33-3738
胆振	胆振教育局教育支援課	0143-24-9892	オホーツク	オホーツク教育局道立学校運営支援室	0152-67-5628
日高	日高教育局道立学校運営支援室	0146-22-9485	十勝	十勝教育局教育支援課	0155-27-8631
渡島	渡島教育局道立学校運営支援室	0138-47-9581	釧路	釧路教育局教育支援課	0154-43-9281
檜山	檜山教育局道立学校運営支援室	0139-52-6529	根室	根室教育局道立学校運営支援室	0153-24-5829

《国立・市町村立高等学校の場合》

- ・ 在学する高等学校の事務室（           —           —           ）か学校教育局高校教育課  
学校制度係（011-204-5760）までお問い合わせください。

《保護者等が道外に在住している場合》

- ・ 居住している都府県に申請することとなります。都府県により支給方法等が異なりますので、都府県のホームページや教育委員会に確認し、申請者が直接申請を行ってください。